

ID: 209

担当部署: 教育委員会事務局 教育部 教育統括室 青少年育成課

処分の概要	入会許可の取消し等		
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市放課後児童クラブ条例 第5条		
例 規 番 号	平成15年条例第27号		
【根拠条文】 (許可の取消し等) 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入会の許可を取り消し、又は出席を停止させることができる。 (1) 児童が第3条に規定する入会資格を喪失したとき。 (2) 次条の育成料を滞納したとき。 (3) 偽りその他不正な行為により、保護者が入会の許可を受けたとき。 (4) 保護者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が児童クラブの運営上支障があると認めるとき。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 4 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 6 年 4 月 1 日